

教科又は教職に関する科目

教科又は教職に関する科目については、次表に掲げる科目のうち、中学校の免許状の取得を希望する者は8単位以上、高等学校の免許状の取得を希望する者は16単位以上修得しなければなりません。ただし、免許教科の種類に応じた「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」に掲げる最低修得単位数を超えて修得した科目の単位数を「教科又は教職に関する科目」に充てることができます。(注：入学年度に応じた科目表に基づき修得すること。)

[2013年度(平成25年度)以降の入学生用]

	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	授 業 科 目	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	配当 年次
教科又は 教職に 関する 科目	8	16	学校経営と学校図書館	2	2	2
			学習指導と学校図書館	2	2	2
			学校図書館メディアの構成	2	2	2
			読書と豊かな人間性	2	2	2
			情報メディアの活用	2	2	2
			グローバル教育セミナー	2	2	3
			道徳指導法		2	2
			最低修得単位数を超えて修得した当該教科の「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」	0～8	2～16	
計	8	16	計	8	16	

[2010年度～2012年度(平成22年度～平成24年度)の入学生用]

	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	授 業 科 目	中学校 一種・専修	高等学校 一種・専修	配当 年次
教科又は 教職に 関する 科目	8	16	学校経営と学校図書館	2	2	2
			学習指導と学校図書館	2	2	2
			学校図書館メディアの構成	2	2	2
			読書と豊かな人間性	2	2	2
			情報メディアの活用	2	2	2
			総合演習	2	2	3
			道徳指導法		2	2
			最低修得単位数を超えて修得した当該教科の「教職に関する科目」及び「教科に関する科目」	0～8	2～16	
計	8	16	計	8	16	